

2023 年度
神戸観光局公民共創事業制度
(2 次募集)
募集要項

2023年6月
(一財) 神戸観光局

神戸観光局公民共創事業制度実施要領

1. 趣旨

(一財)神戸観光局(以下、神戸観光局)は、関西万博の開催や神戸空港の国際化における関西地域への観光客の流入増や高まるアフターコロナの機運に応えるため、民間の発意とプレイヤー同士のコラボレーションによる新たなコンテンツ開発に取り組んでいます。

本業務については、さらなる滞在型観光を推進するため、当局と協働して斬新かつ神戸らしい観光コンテンツを提案・実施する事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

2. 募集事業のテーマ・事業実施要件

神戸らしさを活かした滞在型観光の促進に資する新規事業の提案を募集します。

<テーマ>「ナイトタイムの観光振興」

関西万博の開催や神戸空港の国際化における関西地域への観光客の流入増や高まるアフターコロナの機運に応えるため、ナイトタイムの観光振興を目的としています。

事業実施に係る要件は以下のとおりです。

【事業実施要件】

- ・ナイトタイム観光に資する①または②の「夜市」を実施すること
- ①イベント型「夜市」
メイン会場を設けて「夜市」を実施するとともに、周辺施設店舗と連携し、経済効果が波及するような企画を実施すること
- ②店舗周遊型「夜市」
地域の施設・店舗など複数会場で共通のテーマを設けた回遊型「夜市」を実施すること
- ※ 単なるスタンプラリーやイベント性のないクーポン周遊企画などは除く
- ・複数回、または1週間程度の期間実施すること
- ・インバウンドを対象とした取組みとするが、結果的に国内誘客に資する取組みとなっても可とする
- ・「神戸」や「神戸夜市」のブランディングにつながる企画とプロモーションを行うこと
- ・原則、次年度以降も市内で継続開催すること
- ・神戸観光局と定例的に進捗会議を実施すること

3. 採択事業について

(1) 神戸観光局の補助金・採択事業数

選定委員会で選定された事業者に対し、事業立ち上げ期にかかるプロモーション及び初期調達等の経費の一部を下記の上限額の範囲内で神戸観光局が補助します。

※ 次年度以降の事業実施について、事業者にて自走できることを前提とした補助金です。

このため、2024年度以降については、神戸観光局の事業費の補助は行いません。

※ 国・県・市等の他の補助金などと併用することは不可です。

○ 補助金上限額・採択事業数

<上限額> 3,000 千円 かつ 事業総額の 2/3

<採択数> 3 件程度

○ 補助金の使途

事業のイニシャル経費に充当してください。ただし、以下の費用に充当することはいけません。

- ・ 他の事業にも転用できそうな財産の購入（例）キッチンカーや物置など
- ・ 補助事業の実施と直接関連のない経費
- ・ 補助対象者及び対象者の役員等の関係者及び関係団体が支払先となる支出
- ・ 事業実施に係る経費として不明瞭なもの
（例）普段の仕入れと切り分けが難しい食材など
- ・ 補助金交付決定前に発生した経費
- ・ その他、事業の主旨に鑑み著しく不適切と思われるもの

(2) 事業対象期間

補助金交付決定日から 2024 年 3 月 31 日まで

※ 補助金交付決定前の支出については、補助金支払いの対象とならないため、ご注意ください。

(3) 採択後の手続きについて

事業採択後の補助金申請手続きについては事務局の指示に従ってください。

概算払が必要な場合は事務局と協議の上、やむを得ないと認められた場合に限り補助額の 1/2 を限度に概算払を認めます。

4. 応募資格

応募の資格を有する者は、次の項目すべてを満たすものとします。

- (1) 提案事業者及びコンソーシアムの構成員が事業に必要な免許又は資格等を備えていること
- (2) 応募時点で提案事業者及びコンソーシアムの構成員が、次のいずれにも該当しないこと
 - ① 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続きの開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではない
 - ② 神戸市から指名停止措置等を受けている者
 - ③ 既に納期が到来している市民税又は法人市民税等に未納又は滞納がある者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に定められた暴力団または暴力団と密接な関係にある団体等
- (3) 提案内容の公表の時期や範囲等に関して、神戸観光局と協議のうえ必要な協力・調整ができること
- (4) 神戸観光局が設置する選定委員会において、提案内容についてプレゼンテーションを行い、提案内容の説明や質疑応答ができること。
- (5) 選定された場合、事業を速やかに開始し、神戸観光局と協議のうえ必要な協力・調整ができること
- (6) 政治的・宗教的な提案を含まないこと

(7) 公序良俗に反する提案を含まないこと

※ 上記応募条件を明らかに満たさない応募者の提案は審査の対象としません。また、選定後に上記条件を満たさないことが判明した場合、選定を取り消す場合があります。また、選定の取り消しがあった場合には、選定委員会の審査により落選となった提案事業者の中から、繰り上げ補充により選定する場合があります。

5. スケジュール（予定）

- | | |
|---------------------------|--|
| (1) 2023年6月7日(水曜) | 記者発表、提案の募集開始 |
| <u>(2) 2023年6月22日(木曜)</u> | <u>公募参加申請及び質問書提出締切</u> |
| (3) 2023年6月29日(木曜) | 提案書等書類提出締切 ※郵送又は持参 |
| (4) 2023年7月上旬頃 | 選定委員会で提案者によるプレゼンテーション及び審査・選定
選定結果の通知・公表 |

(1) 募集要項・様式集について

2023年6月7日（水曜）から（一財）神戸観光局ホームページ「お知らせ」に掲載。

(URL) <https://kobe-dmo.jp/>

※ 郵送による交付は行わない。

(2) 参加申請について

【受付期間】 2023年6月7日(水曜)～2023年6月22日(木曜) 17時まで

【提出先】 一般財団法人神戸観光局 tourism_promotion@kcva.or.jp

【提出書類】 ①参加申請書、②参加資格確認書

※ 提出後に担当部署に必ず電話連絡を行うこと。

(3) 質問及び回答

① 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式第3号）に必要事項を記載し、2023年6月22日(木) 17時までに電子メールにて担当部署まで送付すること。

なお、件名を「神戸観光局公民共創事業制度に関する質問」とすること。

※ 電話・FAXによる受付は行わない

② 回答方法

応募者間の公平性を確保するために必要と認めた質問事項については、質問内容と回答内容を6月27日（火曜）頃に（一財）神戸観光局ホームページ「お知らせ」に掲載する予定です。なお、事実関係の確認など、回答することで他の応募者が不利にならない事項についてはこの限りではありません。

(4) 提案書の提出方法

【受付期限】 2023年6月29日（木曜） 17時まで

【提出方法】 郵送または持参 ※期限内必着

【提出書類】

次の書類①～③を正本（1部：片面印刷）と副本（6部コピー：両面印刷）の提出をお願いします。

また、データ（PDF ファイル）でも事務局へ提出してください。（③は、必要に応じて事業者が任意に提出することができます。）

- ① 提案概要書（様式第4号）
- ② 提案書（様式第5号）
- ③ 参考資料（任意：様式自由、3枚程度までに収めること）

（5）応募に関する留意事項

- ・ 提出された書類は返却しません。なお、提出された書類は、選定以外の目的には使用しません。
- ・ 応募書類の提出後の差し替えは認めません。但し、神戸観光局が補正等を求める場合は除きます。
- ・ 提出期限までに到着しなかった書類については無効とします。
- ・ 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとします。

7. 選定方法（及び書類選考）

提案事業について、下記により選定します。なお、応募者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、以下の評価基準の6割以上の評価点を得た場合には、その応募者を選定します。

（1）選定委員会

神戸観光局が設置する選定委員会において、事務局から各提案事業者に対して通知した日時（2023年7月上旬頃）に提案事業者から提案内容についてのプレゼンテーションを行います。このため、プレゼンテーションに説明者が事務局から通知した日時に参加できるよう日程調整をお願いします。（形式は対面、またはオンライン）

（2）審査にかかる評価基準（評価のポイント及び配点[満点：100点]）

募集するテーマ別に、以下の視点で審査します。

<テーマ>「ナイトタイムの観光振興」の評価視点

視点		配点
事業の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募要件は満たしているか ・ 広く市内事業者が参画・連携できるかたちになっているか ・ ターゲットはしっかり想定されているか ・ 広報・プロモーション戦略は適切か ・ 先進性、目新しさ、神戸らしさのある事業であるか 	30
神戸観光への効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神戸への誘客や滞在型・回遊型観光に効果が見込まれる内容であるか ・ 神戸のにぎわい促進につながる事業となっているか ・ 市内や地域経済の活性化に資するか ・ インバウンドを対象とした取組みとなっているか 	30

事業の実現可能性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業はわかりやすく、伝わりやすい内容か ・事業内容は、具体的なものとなっているか ・事業化スケジュールや地元等との調整が取れているか ・事業効果（集客目標、売上等）は適切か ・次年度以降も事業の継続実施が見込まれるか ・事業収入または協賛金収入の具体案が示されるなど、安定した収入源確保が見込まれるか ・定着に向けたブランディング戦略やリピーター獲得戦略の視点が組み込まれているか 	30
業務遂行能力	・実施体制は適切で、十分な実績を有しているか	10
計		100

(3) ヒアリング

事務局が必要と判断した場合には、応募者に電話や電子メール等によりヒアリングを行う場合があります。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、2023年7月上旬ごろに書面で通知します。

ただし、選定理由等の問い合わせや異議については一切、回答しません。

8. その他留意事項

(1) 募集要項の承諾

提案事業者は、事前エントリーの書類の提出をもって本募集要項の記載内容等を承諾し、応募する意思を示したものとみなします。

(2) 提案費用の負担

提案に要する費用は、提案事業者の負担とします。

(3) 著作権

提案エントリー書類及び提案書の著作権は提案事業者に帰属します。但し、神戸観光局は、審査結果の公表等、必要な範囲で提案書を使用することができます。

事業の実施によって生じた成果物の帰属は、必要に応じて協議して定めます。

(4) 進捗会議について

事業採択後、神戸観光局と定例的（2週間に1回程度）に、進捗について打ち合わせを行ってください。

(5) 課題検証と意見交換

選定された事業については、課題検証等の為、事業終了後に意見交換の場を設ける場合がありますので、ご協力ください。

9. 事務局（お問い合わせ先・書類提出先）

担当部署：（一財）神戸観光局 観光部 北村、平鹿

住所：〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館9階

電話番号：078-262-1916

FAX番号：078-230-0808

Eメールアドレス：tourism_promotion@kcva.or.jp